

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和2年7月15日)

京都労働局長(当局)は、令和2年7月15日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

職場における新型コロナウイルス感染防止策として、十分な備品の確保を行うとともに職場環境改善を図ること。

【当局】

新型コロナウイルスの感染拡大の第2波に向けた備え、必要な物品の備蓄を順次進めているところ。引き続き職場における感染防止に努めてまいりたい。

2 【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」に伴う現給保障の廃止や扶養手当の引き下げ、赴任旅費の見直しなど、職員の処遇が改悪される中で、諸手当の改善を図るとともに、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員の処遇改善を図ること。

【当局】

俸給表水準の引き下げや地域手当の支給割合見直し等は、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものと認識している。

職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えていきたい。

3 【全労働京都支部】

ハローワークは「窓口での対面相談」が職業相談の原則であり、需給調整機関として、求人情報のオンライン化等との差別化をどう図るのかハローワークの役割・意義を果たすための適切な処置を講じること。

【当局】

ハローワークシステムの刷新は、利用者の多様なニーズに対応したサービスを展開する考えのもと、職業紹介業務の充実・強化を図ることとしており、事業所訪問等を通じて求人票に記載されている以上の企業情報の収集や求職者に積極的に提供できるよう「真に支援が必要な利用者」に対するサービスを充実・強化するための体制整備を図っていきたい。